

概要

学生がキャリアパスに対する不安から大学院進学を躊躇している現状を改善し、大学院が今後の社会の需要に応じていく観点から、「**大学院教育の体質改善**」の方策として、「**三つの方針**」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、大学院の取組の社会への積極的な発信、博士課程学生の教育能力の向上、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消のための省令改正を行う。

1-1. 学校教育法施行規則の改正

「未来を牽引する大学院教育改革」(平成27年9月中央教育審議会大学分科会)とあわせて、「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3月中央教育審議会大学分科会大学教育部会)も活用しつつ、「三つの方針」を策定・再点検。

①「三つの方針」の策定・公表の義務化

大学院は、当該大学院、研究科、又は専攻ごとに、その教育上の目的を踏まえて「**三つの方針**」(「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」)を定め、公表するものとする。なお、「入学者受入れの方針」の策定・公表は平成23年に義務化済み。

②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

大学院を置く大学は、大学院における**学位論文に係る評価の基準を公表**するものとする。

※大学院設置基準第14条の2第2項において、学位論文に係る評価の基準を学生に対して明示することは既に義務付けられている。
※具体的に公表すべき事項は、学位論文が満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目等を想定。
※学位論文に係る評価の基準は、修士論文及び修士課程における特定の課題についての研究並びに博士論文に係る評価の基準が該当。

1-2. 大学院設置基準の改正

③博士後期課程におけるプレFDの実施又は情報提供の努力義務化

大学院は、**博士後期課程の学生は修了後自らが有する学識を教授する見込みが高いことから、そのために必要な能力を培うための機会(プレFD)を設ける又は当該機会に関する情報の提供に努めるものとする。**

※各大学が自ら企画してプレFDを実施するほか、他大学等が実施するプレFDに自大学の博士後期課程学生が参加するために必要な情報提供を行うことを想定。

④学費や経済的支援等に対する見通し(ファイナンシャル・プラン)を示すことの努力義務化

大学院は、**授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。**

※授業料、入学料その他の大学が徴収する費用及び経済的支援の額、受けられる経済的支援のメニューや条件等が整理され、一覧的・網羅的に確認できる形で、入学出願書類やホームページの入学案内等から参照できることを想定。

2. 施行期日(予定)

2019年8月: 公布(①~④全て)及び施行(③・④)
2020年4月: 施行(①・②)

大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正(審議まとめ抜粋)

①「三つの方針」の策定・公表の義務化

○「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）」(2019年 1 月中央教育審議会大学分科会)

3. 大学院教育の改善方策

- ①三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立
(三つの方針の策定)

大学院について「入学者受入れの方針」は、既に学校教育法施行規則において、その策定が義務付けられているが、「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」についても、大学院教育の実質化を完遂し、学位プログラムとしての大学院教育を確立するという観点から、その策定と公表を法令上義務付けるべきである。

○「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」(2015年 9 月中央教育審議会大学分科会)

3. 大学院教育の改革の具体的方策

- (1) 体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証
(体系的な教育の推進)

- 各大学院において、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を一体的に策定する際には、
- ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)では、どのような能力を身に付ければ博士号や修士号を授与するのかという方針を具体的に示すこと
 - ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえた体系的な教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を示すこと
 - ・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)においては、研究室での研究活動に過度に依存して蝸壺(たこつぼ)的な教育に陥ることのないよう、体系的なコースワークの実施などに留意すること
- が望ましい。

大学院における「三つの方針」の策定・公表の義務化等に係る省令改正(審議まとめ抜粋)

※「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」(2019年1月中央教育審議会大学分科会)の抜粋

②学位論文に係る評価の基準の公表の義務化

3. 大学院教育の改善方策

④学位授与の在り方

(研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保)

大学が「学位授与の方針」を見直すタイミングで改めて、これまで触れてきたような、学位論文が満たすべき水準や、審査委員の体制、審査の方法、審査項目など、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準を検討することが求められる。また、国は、大学院の取組について社会や企業に対してより積極的に発信していく観点から、この基準についての公表を法令上で義務付けるべきである。

※学修の成果及び修了の認定に当たっての基準の公表は既に義務化済み。

③博士後期課程のプレFD実施又は情報提供の努力義務化

3. 大学院教育の改善方策

③各課程ごとに求められる教育の在り方

【博士課程】(研究者・大学教員の養成に当たり重視されるべき事項)

大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であっても、将来的に自らの知識や技術を他者へ教授する機会が生じる見込みが高いことから、各大学は博士課程の学生全体を対象とした教育能力を身に付けるための授業科目開設等の取組(プレFD)を推進すべきである。その際、教育能力を身に付けさせる観点からは、単なる教員の補助ではなく、授業や教育内容の企画等を経験させることも一つの取組事例となり得る。また、各大学は、プレFDを自ら実施することだけでなく、教育関係共同利用拠点や大学等連携推進法人の活用など大学間連携の枠組の活用も見据えてその機会の充実を図っていく必要がある。国はこうした取組を後押しする観点から、博士後期課程については、大学がプレFDの実施や情報提供に努めることを法的に位置付けるべきである。

④経済的支援や学費等に対する見通し(ファイナンシャル・プラン)を示すことの努力義務化

3. 大学院教育の改善方策

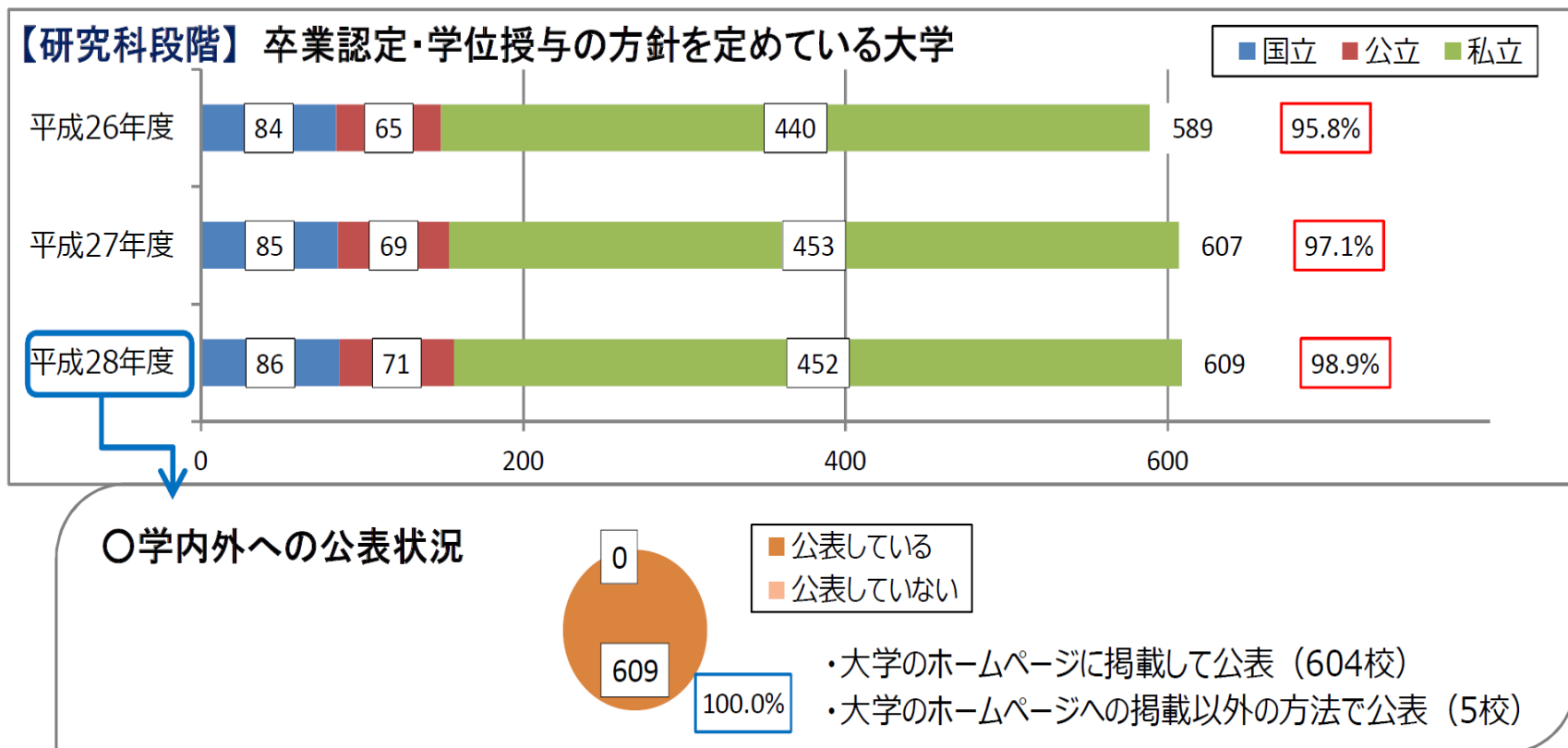
⑤優秀な人材の進学促進

(経済的支援)

既存の取組が有効活用される観点や、学生や志望者の不安を解消する観点からも、様々な主体が実施する経済的支援について、全体の状況を整理された形で学生等に伝えていく必要がある。このため、国は、大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見通し(ファイナンシャル・プラン)を各大学が学生等に示すよう努めることを法令上に位置付けるべきである。

■ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている大学

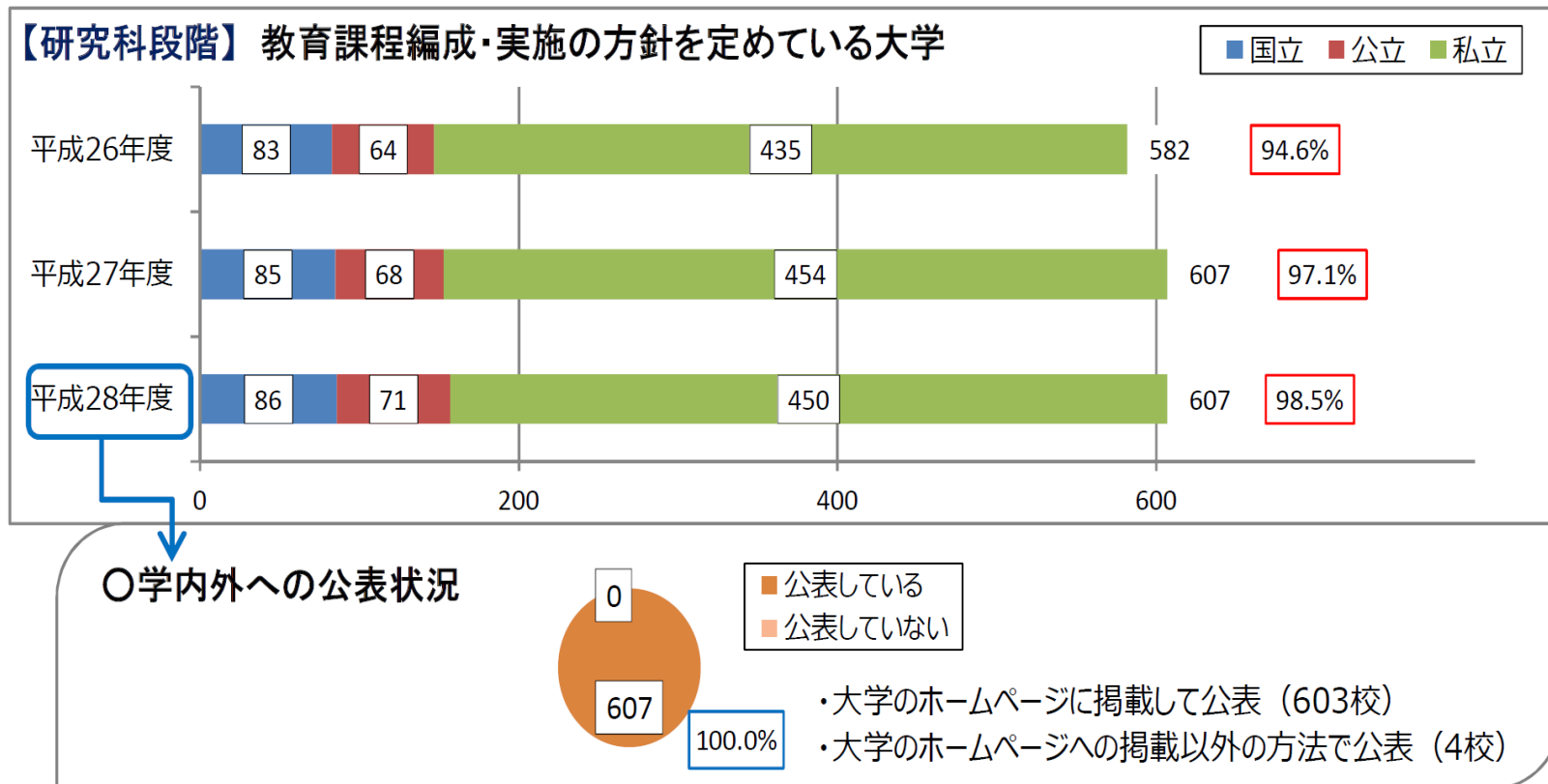
- 平成28年度においては、「学位授与の方針」を研究科段階で定めていると回答したのは609大学（約99%）であり、その全大学で学内外で公表を行っている。



出典：平成28年度の大学における教育内容等の改革状況等について（令和元年5月 文部科学省）

■ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている大学

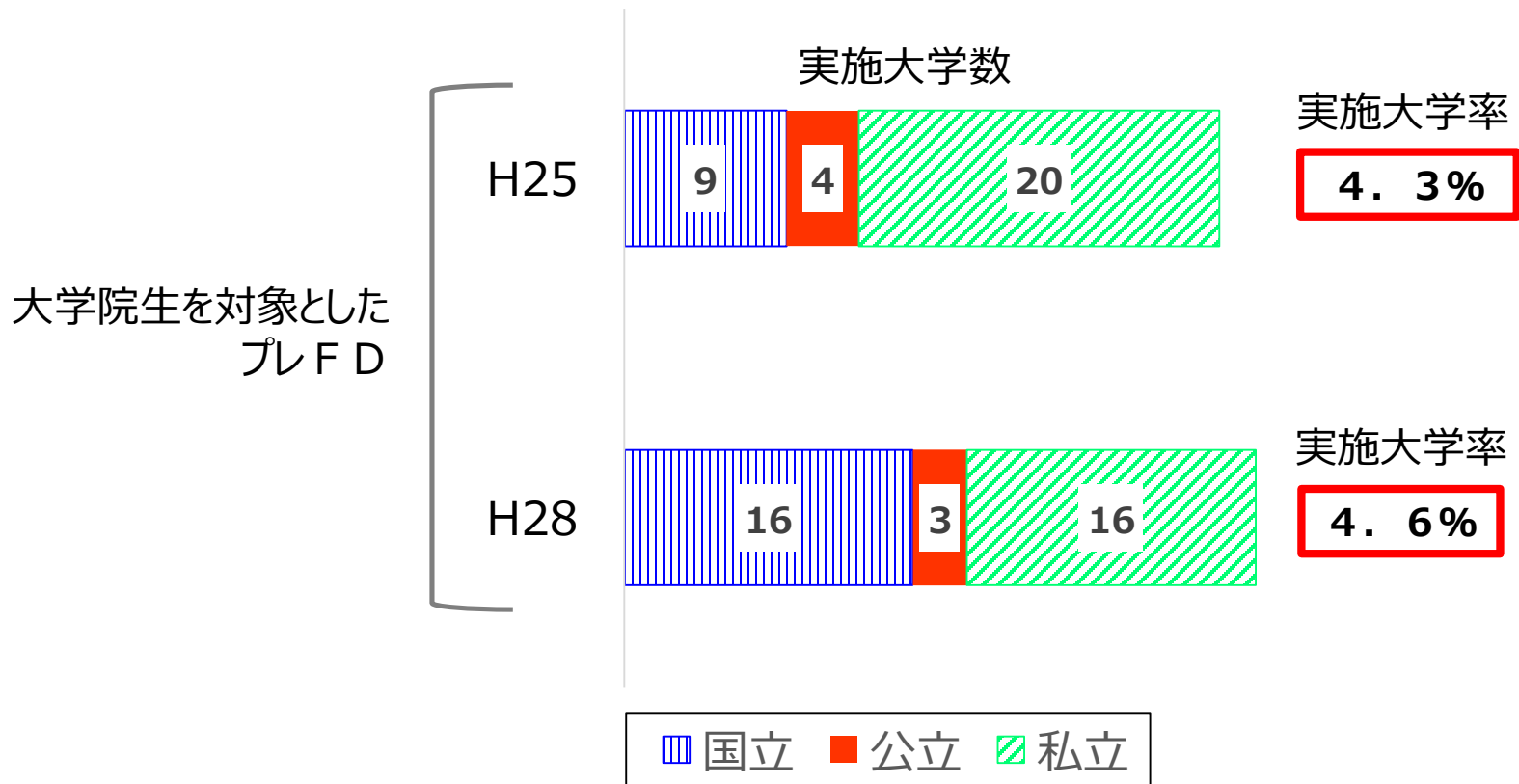
- 平成28年度においては、「教育課程編成・実施の方針」を研究科段階で定めていると回答したのは607大学（約99%）であり、その全ての大学で学内外で公表している。



出典：平成28年度の大学における教育内容等の改革状況等について（令和元年5月 文部科学省）

■ 大学院生を対象としたプレFDの実施状況

- 大学院生を対象としたプレFDの実施率は4.6%と低い。



※国公立 776 大学（短期大学、平成 28年度に学生の募集を停止した大学を除く。）を調査対象とし、758大学が回答。

出典：平成28年度の大学における教育内容等の改革状況等について（令和元年5月 文部科学省）

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正前
<p style="text-align: right;">改正後</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 〔略〕</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <p>2 〔略〕</p>	<p style="text-align: right;">改正前</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 〔同上〕</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <p>2 〔同上〕</p>

3|| 大学院を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置

基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての
基準についての情報を公表するものとする。

4・5|| 「略」

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二(第三項を除く。)までの規定は、高等専門
学校に準用する。この場合において、第六十四条第一項中「第五
条」とあるのは「第五十二条において準用する第五十五条」と、同条
第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第十八
条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大
学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期
大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門
学校設置基準」と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十
三条において準用する第五十五条」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

3・4|| 「同上」

第七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第
二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第
百四条第三項、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十九
条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。こ
の場合において、第六十四条第一項中「第五十五条」とあるのは「第
百二十三条において準用する第五十五条」と、同条第三項中「第九十
条第一項の規定により大学」とあるのは「第十八条の規定により高等
専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基
準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び
短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」
と、同条第六項中「第五十五条」とあるのは「第二十三条において準
用する第五十五条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第二条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四十二条 「略」</p> <p>(学識を教授するために必要な能力を培うための機会等)</p> <p>第四十二条の二 大学院は、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとする。</p> <p>(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示)</p> <p>第四十二条の三 大学院は、授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、これを学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。</p> <p>第四十三条 「略」</p>	<p>第四十二条 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第四十三条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令案
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年6月14日（金）～令和元年7月16日（火）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：15件（個人11件（4名）、団体1件（1団体）、不明3件）

3. 主な意見の概要

- 適切な改正である。
- 現状分析、認識が不十分ではないか。現状を改善することから始めるべきではないか。
- プレFDについては、人員の少ない大学には大きな負担になる。具体的なことが分かりづらい。授業をより充実させる方向で考えた方がよい。
- ファイナンシャル・プランの提示については、実際に提示している大学の見本ページなどがあると分かりやすい。
- プレFD及びファイナンシャル・プランについては、教員の業務ではなく、大学の職員と相談して業務を決められるような仕様にするべき。